

令和4年度桑名市地域包括支援センター事業評価について

1. 事業評価導入の目的とその効果

桑名市では、令和3年3月に策定した「桑名市地域包括ケア計画―第8期介護保険事業計画・第9期老人福祉計画―」に基づき、高齢になっても可能な限り、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいる。この取り組みの推進のため、地域包括ケアシステム構築の中核的な役割を担うことが期待される地域包括支援センター（以下、「センター」という。）のさらなる機能の向上や桑名市とセンターとの連携強化を図る必要がある。

また、平成26年の介護保険法の一部改正（平成27年4月1日施行）により、センターの設置者による自己評価と市町村によるセンターの事業実施状況の定期的な点検等の努力義務が規定されたところである。（※）

以上のことから、市内の委託しているセンターを対象として、桑名市が年度当初に策定する地域包括支援センター事業運営方針（以下、「運営方針」という。）に基づく評価指標により毎年度評価を実施し、センターの取り組みを改善・見直すこと等によりPDCAサイクルを循環させ、センターの機能向上等を図っていくものである。

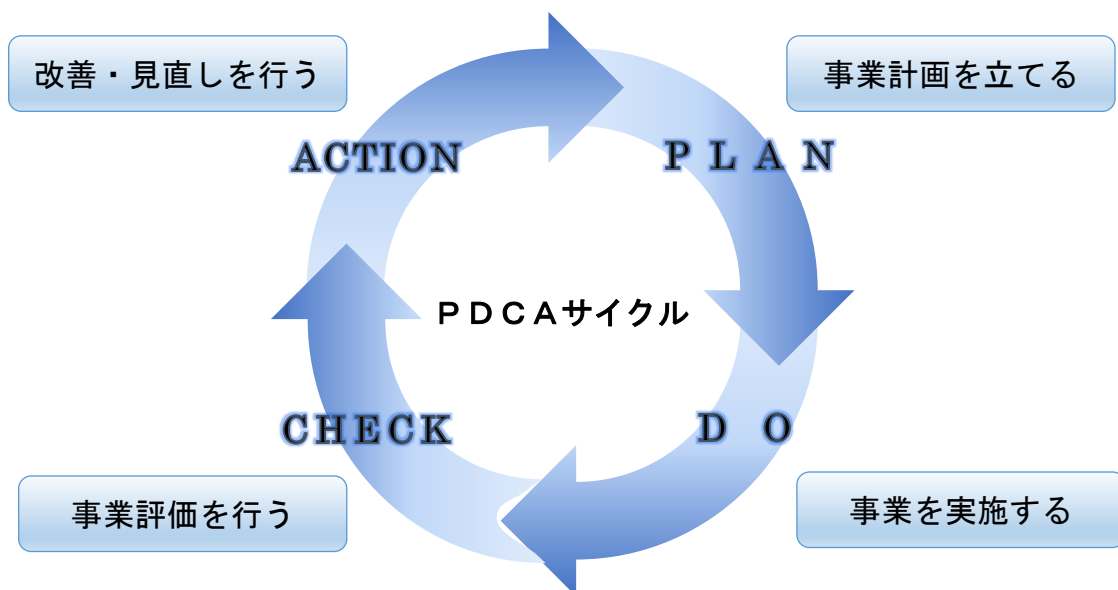
なお、評価の結果、成績上位のセンターには委託費に上乗せする加算を行い、センターのさらなる機能向上等に向けたインセンティブを付与する。

（※）介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域包括支援センター）

第115条の46

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第1項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



2. 事業評価の手法

センターが、桑名市が策定した運営方針の方針を十分に理解した上で、準公的機関としての位置づけを徹底して業務に取り組んでいることや「プレーヤー」から「マネージャー」への転換を実践していること等、桑名市の目指す方針の具現化に向けて積極的に取り組んでいることを評価する。

具体的には以下の手法により評価を行い、最終評価における評価点数の上位2ヶ所のセンターに対して令和5年度の委託費に上乗せする加算を行う。

(1) プレゼンテーションによる一次評価

運営方針に基づき、桑名市があらかじめ設定したテーマに沿って、各センターが、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会にてプレゼンテーションを実施し、同協議会の委員が評価指標に基づき採点する。各委員が採点した点数を集計したものが、各センターの一次評価点数となる。

① 実施日時・場所

令和5年2月13日（月）に開催する第45回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会総会において実施する。

② 実施時間

1センターにつき、7分（プレゼンテーション7分、質疑応答3分程度）とする。

③ その他

- ・プレゼンテーションはセンター職員が行い、出席者数は2名以内とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、オンラインによる発表も可とする。
- ・プレゼンテーション等は公開とする。

(2) センターの体制及び実績に基づく全体評価による二次評価

令和4年度終了後に各センターから提出される実績報告及びあらかじめ各センターが評価指標に沿って行った自己評価をもとに各センター長（または管理者等）へのヒアリングを行い、桑名市職員が審査員となり、評価指標に基づき採点する。各委員が採点した点数を集計したものが、各センターの二次評価点数となる。

① 実施時期

令和5年4月下旬～5月上旬ごろを予定。

② 実施時間

1センターにつきヒアリングの時間を20分とする。

③ その他

- ・質疑応答はセンター長（または管理者）を含む2名以内のセンター職員が出席。
- ・ヒアリング等は非公開とする。

(3) センターの最終評価

上記の一次評価点数及び二次評価点数を 1 : 1 の割合で合算して得た点数を最終評価点数とし、上位 2 ヶ所のセンターを決定する。

3. 評価の視点及び配点割合

(1) 一次評価の視点及び配点割合

(別紙 1) を参照。

(2) 二次評価の視点及び配点割合

(別紙 2) を参照。

※ 最終評価に当たっては、一次評価点数及び二次評価点数を 1 : 1 の割合で合算して得た点数を最終評価点数とする。

4. 成績上位者の発表

最終評価後、直近で開催される桑名市地域包括ケアシステム推進協議会にて成績上位 2 ヶ所のセンターを発表する。また、桑名市ホームページでもこれを公表する。

5. 全体のスケジュール

(別紙 3) を参照。

一次評価の視点及び配点割合

【テーマ】

「その人らしい暮らしを支えること」について

介護予防及び日常生活支援に資する地域づくりを推進することが要求される地域包括支援センターにおいて、どのように課題を発見し問題点を認識したのか。その課題に対して地域や関係機関と連携しどのように取り組んだのか。取り組みが地域や関係機関と連携し行えたか。

【参考】桑名市地域包括支援センター事業運営方針（令和3年度～）抜粋

1. 位置付け

包括支援センターが十全に機能するためには、高齢者が重度の医療や介護及び虐待等により事態が困難事例化する前に、一定のリスクを抱える高齢者について、可能な限り早期に問題を把握し、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、包括的かつ継続的に支援するという対応が求められるため、地域包括支援センターと地域の関係者との協働が実現されなければならない。

2. 運営の方針

(i) 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市の委託を受けて事業を運営する準公的機関として、桑名市及び桑名市地域包括支援センターの職員が自覚を徹底することが重要である。その上で、「規範的統合」を推進する一環として、桑名市地域包括支援センターは、桑名市と一体となって、地域の関係者と協力しながら、介護保険の被保険者である高齢者及びその家族や、介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業者に対し、桑名市地域包括ケア計画に盛り込まれた基本的な考え方について、様々な機会を通じて周知しなければならない。

(ii) 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

地域包括支援センターに期待される中核的な役割は、高齢者の自立支援に向けたマネジメントのための包括的かつ継続的な支援である。

そのため、保健・福祉専門職等と主任介護支援専門員を始めとする介護支援専門員との間で、「地域ケア会議」等を通じ、個々の高齢者について、それぞれの状態像に関する情報を共有した上で、介護のほか、医療、予防、日常生活支援も含め、それぞれのニーズに応じたサービスが提供されるよう、地域の関係者と連携しながら、包括的かつ継続的なケアマネジメントのために協働する必要がある。

従って、桑名市地域包括支援センターに配置された職員は、それぞれの職種の視点に基づき、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを実践する能力の更なる向上に努めるとともに、多職種協働でケアマネジメントを支援するための「チームプレー」を励行しなければならない。

(iii) 予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

介護予防及び日常生活支援に資する地域づくりを推進することが要求されることから桑名市地域包括支援センターに配置された職員は、桑名市又は桑名市社会福祉協議会に配置された保健・福祉専門職等と一体となって、地域の関係者と連携しながら、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働きか

ける「マネージャー」へ役割を転換することが必要とされる。

【1】 地域包括支援センターの活動の中から、どのようなエビデンス（根拠）をもとに「テーマ」について課題を把握したか。・・・・・・（配点割合：20%）

- ・「選択したテーマ」について客観的に把握しているか。（データなどを活用しているか）
- ・「選択したテーマ」に多職種で取り組むことに対して、課題をどのように共有し、合意形成しているか。

【2】 【1】の「テーマ」で把握したことについて、どのように地域包括支援センターとしてチームで取り組んだか。・・・・・・（配点割合：20%）

- ・取り組みに当たっては、地域包括支援センター内等で「選択したテーマ」についてどのように進めていくか多職種でしっかりと意見を出し合い検討を行っているか。（一人で抱え込んでいないか。チームで取り組みができているか）
- ・取り組みに当たっては、生活支援コーディネーター、医療・介護関係者、地域住民等と連携は図れたかネットワーク構築に努めたか。（地域包括支援センター外の関係機関とも連携は取れているか）

【3】 【2】で取り組んだことからどのような結果・効果が得られたか。

・・・・・・（配点割合：20%）

- ・地域包括支援センターの中で取り組んだ結果を把握・分析しているか。
- ・地域・関係機関（地域包括支援センター外）に対して取り組んだ結果を共有しているか。

【4】 今後、「テーマ」にどのように取り組んでいく予定か。

・・・・・・（配点割合：20%）

- ・地域包括支援センターとして短期（今年度）・長期（第8期～第9期）に取り組む目標の検討がされているか。

【５】 プレゼンテーションのスキル・・・・・・・・・・（配点割合：２０％）

- ・提出資料、プレゼンテーションを通じて、地域包括支援センターとしての役割・取り組みが分かりやすく伝えられているか。

二次評価の視点及び配点割合（※審査項目は抜粋）（予定）

- ① センターの職員体制等 (配点割合：10%)
- ・3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護専門員等）を適正に配置しているか。
 - ・職員の入れ替わりが頻繁に行われておらず、職員が定着しているか。
 - ・職員間で情報が共有できるような体制（ミーティングの実施等）が構築されており、相談内容毎の対応状況が把握できているか。
- ② 職員の資質向上 (配点割合：10%)
- ・研修の参加やそのフィードバックや共有等、職員の資質向上のための取組みを個人・組織共に積極的に行っているか。
 - ・センター及び保険者との協力体制を考慮した職務態度を職員全員がとれているか。
- ④ 介護予防ケアマネジメント (配点割合：10%)
- ・生活機能向上を実現するため、「短期集中予防サービス」を重点的に活用しているか。
 - ・地域生活応援会議に関係なく介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護事業所に適切な支援・指導を行えているか。
 - ・利用者の自立支援、生活機能向上のための目標を利用者本人・家族・サービス提供事業者と共有し、丁寧に合意形成を行っているか。
- ⑤ 包括的継続的ケアマネジメント (配点割合：4%)
- ・介護支援専門員の資質の向上・後方支援が行えているか。
- ⑥ 総合相談 (配点割合：6%)
- ・複合課題や担当以外の相談に対しても、適切な支援機関につなぐことができているか。
- ⑦ 地域ケア会議の推進 (配点割合：8%)
- ・地域生活応援会議の場で、有意義な助言・アドバイス等の発言を行っているか。
 - ・地域課題について話し合う仕組みづくりに取り組んでいるか。
- ⑧ 介護予防把握事業の推進 (配点割合：6%)
- ・「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータを活用し、リスクを抱える高齢者を把握しているか。

- ・「通いの場」に関与する等の機会において「基本チェックリスト」を活用することにより、リスクを抱える高齢者を把握しているか。

⑨ 多機能施設の地域展開・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：４％）

- ・小規模多機能型施設、看護小規模多機能型居宅介護の利用を促進しているか。

⑧ 権利擁護事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：１０％）

- ・困難事例・虐待事例等を把握した場合には、職員が相互に連携しセンター内の多職種にて対応を行っているか。
- ・困難事例・虐待事例の支援方針をセンター内で十分に検討し会議を開催しているか。

⑨ 在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：１０％）

- ・在宅医療・介護連携関係の会議等に、参加・協力しているか。
- ・病院等で開催される退院調整会議へ出席し、在宅復帰を支援しているか。
- ・退院調整に係るルール作りに協力しているか。
- ・在宅医療・介護に関する住民への周知・啓発を行っているか。

⑩ 認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：１０％）

- ・認知症初期集中支援について、適切かつ効果的な運営ができているか。
- ・認知症サポーター養成講座の主体的な実施に取り組んでいるか。
- ・認知症の方やその家族への支援、地域づくり、関係機関とのネットワークづくり等に努めているか。

⑪ 生活支援体制整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（配点割合：８％）

- ・地域に働きかける「マネージャー」の役割ができているか。地域資源の活用が行えているか。
- ・生活支援コーディネーター等と協力し、地域の課題について話し合う仕組みづくりに取り組んでいるか。

⑫ 地域包括ケア計画の理解及びセンターの自主性・・・・・・・・（配点割合：４％）

- ・センターに在籍する職員が準公的機関としての自覚を持ち、「桑名市地域包括ケア計画」及び「事業運営方針」を理解したうえで業務に臨んでいるか。
- ・「桑名市地域包括ケア計画」及び「事業運営方針」に沿って、自身のセンターの方向性・計画を立て、自主性を持って運営に取り組んでいるか。
- ・準公的機関としての自覚を持ち、公平性・中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先を選定しているか。

全体のスケジュール

